

教育実習申込み要領

兵庫県立東はりま特別支援学校

1 教育実習の受け入れ対象生と年度内受け入れ人数

(1) 受け入れ対象生

- ①特別支援学校の教育に携わることを希望する（教員採用試験を受験する）者であること。
- ②本校は、小学部、中学部、高等部設置校のため、基礎免許が小、中、高のいずれかであること。
(基礎免許が幼稚園免許のみの学生は、幼稚部設置の特別支援学校に依頼してください。)
- ③次のア～エのいずれかに該当する者とする。
 - ア 本校の通学区域内に居住する者
 - イ 本校の通学区域内にある高等学校を卒業した者
 - ウ 本校の通学区域内にある大学に在籍する者
 - エ 本校の通学区域内に勤務する者

<参考> 本校の通学区域（加古川市は中学校区により、いなみ野特別支援学校と分かります）

- ・加古郡播磨町
- ・加古川市南部（加古川中、中部中、浜の宮中、平岡中、平岡南中、別府中学校区）
- ・高砂市
- ・明石市（二見中、江井島中、魚住中学校のうち錦浦小のみ）

- ④事前オリエンテーション（半日、期日未定）に参加できる者。
- ⑤事前オリエンテーション・実習期間中とも、公共交通機関又は自転車で来校できる者。

(2) 年度内受け入れ人数

9名以内とする。

2 実習時期及び期間

(1) 実習時期

- 前期・・・ 5月中旬～ 6月下旬
後期・・・ 10月中旬～ 11月下旬

(2) 期間

本校が指定する2週間を原則とする。

3 実習教科・科目

特別支援学校教諭の免許取得のための実習とする。

4 申込みについて

- (1) 実習希望年度の前年5月より電話で受け付ける(先着順)。
- (2) 電話連絡後、5月～7月末の期間内に「教育実習申込書」を記入し本校教頭に提出する。
※「教育実習申込書」は、本校 Web ページから様式がダウンロードできる。
- (3) 実習希望時期は、前期か後期を○で記入。
ただし、人数によっては希望通りにはならないことがある。
- (4) 実習受け入れ人数に達した時点で申し込み受付を終了する。

5 実習手続きについて

- (1) 本校への受け入れが決定した学生は、大学からの内諾書等の手続きを行う。
- (2) 実習年度の4月に大学からの正式依頼により、実習を承諾する。
実習期日もこの時正式に決定する。